

女性活躍推進法に基づく行動計画

1. 計画の趣旨

2022年（令和4年）4月～改正女性活躍推進法が全面施行されたことにより、行動計画の策定や情報公表が義務化され、常時雇用する労働者数が101人以上の企業はこの法律の対象範囲となりました。

「女性活躍推進法」の趣旨を理解しつつ、株式会社フォーラルの社員が、男女ともに仕事と子育ての両立、仕事とプライベートの充実を図ることを目的として、計画期間、目標を定めるものとします。

2. 計画期間

2022年4月1日から2027年3月31日までの5年間

3. 目標

年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。 (年10日以上有休発生者)
--

<対策>

2022年度 年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間10日以上とする。

4月 ・有給取得日数の確認

6月 ・「女性活躍推進法」の資料をサーバにアップし、趣旨・目的・行動計画を周知する。

・有給取得日数の確認。

10月 ・有給取得10日未満の社員に「有給取得予定日数計画書」作成依頼。

1月 ・有給取得日数の確認と取得目標の周知

3月 ・取得結果の公表

<対策>

有給を取得しやすい業務環境にするために、店舗独自の業務効率化対策等、必要に応じて情報共有する。

以上

女性活躍に関する情報公表

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・有給休暇取得率

年次有休休暇取得率			
	付与日数	取得日数	取得率
全体	2,642	1,951	74%
薬剤師	1,429	1,022	72%
MP	1,113	872	78%
その他	100	57	57%